

測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準

(平成28年3月14日)

[沿革] 令和元年6月28日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第18号改正

広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱(平成10年9月29日)第26条に基づく調査(以下「調査」という。)を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、契約内容に適合した履行がされないおそれがないものとするには、以下に示す総額失格基準及び基本的判断基準からなる適正な履行確保の基準の項目をすべて満たしている必要がある。したがって、調査の結果、基準の項目の一つでも満たしていない場合は、低価格入札者は契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断する。また、調査は、基準を満たさない項目が判明した時点で終了するものとする。

1 総額失格基準

低価格入札者の入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)が、次の算定式により求めた金額に100分の10に相当する額を加算した金額以上であること。

業種区分	算定式
測量業務	直接測量費×0.6 + 測量調査費×0.6 + 諸経費×0.3
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 特別経費×0.6 + 技術料等経費×0.3 + 諸経費×0.3
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 直接経費×0.6 + その他原価×0.3 + 一般管理費等×0.3
地質調査業務	直接調査費×0.6 + 間接調査費×0.6 + 解析費等×0.6 + 諸経費等×0.3 + 諸経費×0.3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 直接経費×0.6 + その他原価×0.3 + 一般管理費等×0.3

2 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 数量は設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (4) 設計仕様等を満足していること。
- (5) 専門的知識、経験等業務の履行上必要な能力を有する技術者が適正に確保されていること。

- (6) 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- (7) 下請等の見積額の計上が適正であること。
- (8) 入札価格の内訳書に違算がある場合は、不足総額が当該入札者の予定利益の計上額を上回らないこと。
- (9) その他調査のために提出した書類に不備が無いこと。また、虚偽記載が無いこと。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年6月28日から施行する。ただし、施行日以降に競争入札に付し令和元年9月30日までに引き渡しを受ける予定の測量・建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。